

ささいなことでもお気軽にご相談を 介護者の悩みご相談ください

高齢者などを在宅で介護している家族の方を支援する、家族介護支援員を配置しました。

保健師等の専門職員が電話・FAX・電子メール・訪問でお話をうかがい、介護者の負担軽減を図るためのさまざまな支援を行います。

お問合せ 高齢福祉課

☎21-3065 ☎26-5936

✉kazoku-kaigo@city.hakodate.hokkaido.jp



HP 障害者等外出支援事業 介護人専用乗車カードの交付

介護人と一緒に市電・函館バスに乗車する、身体障がいまたは知的障がいのある方や特別児童扶養手当対象児童に、介護人専用乗車カードを交付しています。

使用方法など詳しいことはお問合せください。

対象者 身体障害者手帳第1種、第2種で2級、視覚4級、音声・言語・そしゃく3級、療育手帳AまたはB(中度)の方、特別児童扶養手当対象児童

持参するもの ①身体障害者手帳または療育手帳②印鑑(シャチハタ不可)③使用済乗車カード(交付済の方)

交付場所 障がい保健福祉課、亀田・湯川福祉課、銭亀沢支所、東部4支所の市民福祉課

お問合せ 障がい保健福祉課 ☎21-3263

HP 函館いのちのホットライン 人間関係や健康のことなど悩みがある 死にたいと考えることがある 誰かに話を聞いて欲しい

そのような時にはお電話ください。相談支援経験のあるボランティアが電話相談に応じます。

開設日時 毎週月・金曜日 午後5時半～8時半
(年末年始を除く)

☎32-1548

※ 回線が混み合い、電話がつながりにくいことがあります。ご了承ください。

小児救急に関する大切なお知らせ

6月から小児科の 休日当番体制が変わります

休日当番に協力している市内の小児科は、この10年間で20カ所も減少して現在14カ所となっており、小児科医にかかる負担は年々増加しています。

このままでは小児科の休日当番体制を維持することが困難となるため、6月から小児科の休日当番は原則、函館市、北斗市、七飯町の2市1町で1カ所の当番医療機関が診療を行います。

休日当番医(小児科)

5月まで	6月から
函館市 1カ所	函館市・北斗市・七飯町 1カ所
北斗市・七飯町 1カ所 ※実施しない日もあり	

※ 当番医療機関は、当日の新聞と市のHPに掲載されますのでご確認ください。

休日当番は救急患者に対応するために行っています。救急以外の方は平日の診療時間内に「かかりつけ医」を受診しましょう。

小児科の休日当番体制を守るため、ご理解とご協力をお願いします。

お問合せ 地域保健課 ☎32-1512

函館市医師会 ☎36-0001

HP 第3次函館市地域福祉計画 を策定しました

住民参加・共に生きる社会づくり・男女共同参画・福祉文化の創造を基本理念とし、誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができる「共に支え合う社会」の構築をめざし策定しました。

30年度までを計画期間とし、地域福祉に係る支援体制や意識づくりなどの基本的方策等について、住民・地域・行政が連携・協力しながら取り組みます。

お問合せ 地域福祉課 ☎21-3289

